



2019年度 認定校留学制度要項

2019年1月
立教大学国際センター

認定校留学制度とは、「協定校派遣留学制度によらず学生個人が留学先大学の入学許可を取得した留学計画に対し、本学が正式な認可を付与する」制度です。認可を受けるためには各学部・研究科の承認を得る必要があります。認定校留学として認可を受けた場合、学籍や履修科目等について協定校派遣留学制度に準じた取り扱いとなり、本学が支給する海外留学奨学金制度の対象にもなります。本制度の積極的な利用により、皆さんの国際交流、異文化理解が促進されることを期待しています。

1. 資格 学部生 : 留学時在学2年目以上
大学院生 : 留学時の在学年数については制限を設けない。
応募時において本学学部または大学院に在学し、派遣期間中、本学学部または大学院に在籍する者 ※休学中は申請できません
2. 対象機関 学位授与権のある大学または高等教育機関、および大学付属の語学学校に限る。
※短期大学、コミュニティカレッジ、専門学校、一般の語学学校は対象外となります。
3. 授業期間 90日以上1年以内（留学先大学の授業開始から授業終了までが90日以上であること。
※留学期間とは オリエンテーションや学期末試験日程は含めない）。
異なります。 ただし、申請・審議を経て1年を限度とし留学期間の延長を認めることがある。
4. 学籍 「在学留学」または「休学留学」
5. 単位認定 「在学留学」の場合、本学学則および本学大学院学則により認定する場合がある。
6. 科目履修に関する注意事項 協定校派遣留学に準じて行う。出願前に必ず STUDY ABROAD の「大学の留学制度のルール・特則」を確認し、必要に応じて教務事務センター等へ相談すること。
7. 申請手続 所定期日までに以下の書類を池袋・新座キャンパスいずれかの国際センター窓口にて本人が提出すること、郵送不可。

<提出書類>

- (1) 認定校留学申請書（国際センター所定用紙）
- (2) 留学先入学願書（写）
- (3) 留学先学校案内および履修要項等（写）
- (4) 留学先 Academic Calendar（写）
- (5) 留学先入学許可書（写）
- (6) 本学成績証明書（和文）
- (7) 認定校留学先情報（国際センター所定用紙）
- (8) 指導教員による推薦状（大学院生のみ）

※上記書類が和文または英文以外の場合には和訳を添付すること。

<提出期限>

- ◆ 国際センター開室時間以外ならびに提出期間以外の受付は一切行わない。
- ◆ 留学先大学の入学許可証発行が間に合わない場合は、事前に相談すること。

	オリエンテーション開始日	提出期間
a)	2019年5月1日～2019年7月31日	2019年3月15日～3月22日
b)	2019年8月1日～2019年10月31日	2019年5月17日～5月24日
c)	2019年11月1日～2020年1月31日	2019年9月6日～9月13日
d)	2020年2月1日～2020年4月30日	2019年11月15日～11月22日

8. 認定審議 提出された書類に基づき各学部・研究科で審議を行う。
9. 認定承認後の手続き 認定校留学承認後は、協定校派遣留学制度に準じ所定の留学手続きが必要となる。
(出発前オリエンテーション参加、学内諸手続き等)
オリエンテーションの日程は、提出期間に発表する。
10. 奨学金 「立教大学グローバル奨学金」・「立教大学校友会成績優秀者留学支援奨学金」へ申請資格有。上記 a)～c) 期間の者は2019年6月、d) 期間の者は2020年6月に申請すること。
d) 期間出願は留学中のため郵便にて受付。申請期間等の詳細は学生課で要確認。
11. 保険 認定校留学生に決定した学生は、必ず本学指定の海外旅行保険に加入するものとする。

出願の注意事項（重要）

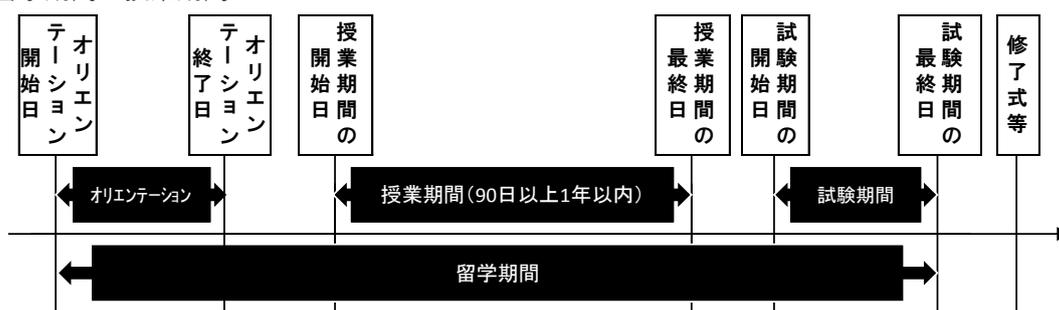
認定校留学制度に出願を予定している者は、必ず以下の注意事項を確認し出願期間内に書類を作成して提出すること。

<留学期間に関する注意事項>

1. 「**オリエンテーション開始日**」とは、留学先大学が行うオリエンテーションを指し、留学エージェントが独自に設定する説明会は含めません。
2. 「**授業期間**」とは、「授業期間の開始日～授業期間の最終日」を指します。**授業期間の開始日・授業期間の最終日とは、自分の授業の初回・最終回ではなく、各大学で定めている当該学期の授業の開始日～授業の最終日を指します。**なお、**オリエンテーションや試験期間は含みません。**授業期間が90日未満の渡航は、認定校留学制度の対象外となります。
3. 「**留学期間**」とは、「**オリエンテーション開始日～試験期間の最終日**」を指します。自分の試験の最終日ではなく、試験期間の最終日です。
4. 出願を予定する者は、**留学先大学のオリエンテーション開始日を確認**し、対象となる a)～d)の期間で出願すること。**授業期間の開始日は、オリエンテーション開始日ではありません。**

※出願期間外の受付は一切行いません。また、オリエンテーション開始日に誤りがあり、本来は別の期間での出願該当者であった場合、**認定校取り消しや、認定校留学を開始する学期の立教大学での履修が取り消される場合があります**ので十分に注意してください。

■留学期間と授業期間について



<グローバル奨学金に関する注意事項>

5. 「**a) 期間**」に出願予定の者は、グローバル奨学金の申請期間が2019年6月ごろとなります。申請期間と留学期間が重複する者でグローバル奨学金に申請する者は郵便受付を行いますので、必ず事前に学生課に相談して手続きについて確認をしてください。
6. 「**b), c) 期間**」に出願予定の者は、グローバル奨学金の申請期間は2019年6月ごろとなります。特に c) 期間の者は、認定校留学出願前に奨学金申請の締め切りがありますので漏れのないよう出願をしてください。
7. 「**d) 期間**」に出願予定の者は、グローバル奨学金は翌年度の対象となりますが、奨学金申請期間は留学期間中になります。そのため、グローバル奨学金に申請をする者は郵便受付を行いますので、必ず事前に学生課に相談して、手続きの確認をしてください。

<履修に関する注意事項>

8. 「**a) 期間**」に出願する者は、**出発年度の春学期の履修・単位修得は取消となる。**また「**c) 期間**」に出願する者は、**出発年度の秋学期の履修・単位修得は取消となる。**
9. この他、認定校留学に出願する者は、**必ず STUDY ABROAD の「大学の留学制度のルール・特則」を確認**し、必要に応じて教務事務センターや講座事務室等に相談してください。特に帰国届の提出日によって履修登録ができなくなることがあるため注意してください。

制度について質問がある場合には、必ず事前に国際センターへ相談をすること